会 議 名	令和８年度第１回港区子ども・子育て会議
開催日時	令和８年７月２７日（月曜日）　午後６時３０分から午後８時００分まで
開催場所	区役所９階914～915会議室
委　　員	（出席者）請川会長、小原副会長、大澤副会長、西委員、岳委員、八木委員、藪崎委員、後宮委員、中濱委員、池田委員、齋田委員、峡委員、古角委員、佐野委員 （欠席者）竹田委員、吉岡委員、 （オンライン）辻村委員、伊舎堂委員
事 務 局	子ども家庭支援部長　横尾　恵理子 子ども家庭支援部子ども政策課長　鈴木　雅紀 子ども家庭支援部子ども若者支援課長　菊池　太佑 子ども家庭支援部保育課長　宮内　宏之 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長　磯﨑　奈美 子ども家庭支援部相談支援担当課長　坪井　清徳 教育委員会事務局教育推進部長　佐々木　貴浩 教育委員会事務局教育推進部教育長室長　鈴木　健 教育委員会事務局学校教育部長　茂木　英雄 教育委員会事務局学校教育部学務課長　金田　耕治郎 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長　大久保　和彦 教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長　清水　浩和 保健福祉支援部障害者福祉課長　小坂　憲司
傍 聴 者	２人
会議次第	議題 （１）「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の令和７年度の進捗状況について （２）「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の中間年の見直しにかかる実態調査の実施について （３）令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画について
配付資料	資料１　「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の令和７年度の進捗状況について 資料２　「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の中間年の見直しにかかる実態調査の実施について 資料３　令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画について 参考資料　令和８年度第１回港区子ども・子育て会議委員名簿、区関係部課長名簿

会議の結果及び主要な意見	
会長	ただいまより、令和８年度第１回港区子ども・子育て会議を開会いたします。 終了時刻は午後８時を予定しております。円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。それではまず初めに４月の人事異動に伴う職員の変更について、事務局よりご紹介をお願いします。
事務局 （子ども政策課長）	４月から子ども政策課長を拝命しました鈴木と申します。子ども・子育て会議の事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 早速ですが、４月１日付で人事異動による変更があった区の職員を紹介いたします。子ども家庭支援部長の横尾恵理子です。子ども若者支援課長の菊池太佑です。子ども家庭支援センター所長の磯﨑奈美です。教育長室長の鈴木健です。学務課長の金田耕治郎です。障害者福祉課長の小坂憲司です。次に、委員の変更をお知らせいたします。港区私立幼稚園ＰＴＡ連合会会長の中村沙弥佳委員のＰＴＡ連合会会長のご退任に伴い、齋田麻衣子委員に変更となります。また、東京都立青山特別支援学校ＰＴＡ副会長の山岸靖輝委員のＰＴＡ副会長のご退任に伴い、東京都立青山特別支援学校ＰＴＡ副会長の峡鶴恵委員に変更となります。事前に送付しております参考資料の今年度の委員名簿も併せてご確認ください。
会長	次に、本日の出席状況と、資料確認を事務局からお願いします。
事務局 （子ども政策課長）	定足数である過半数の出席は確認できておりますので、会としては成立しております。次に、資料の確認をいたします。事前に送付させていただきました、次第、資料１、資料２、資料３、参考資料となります。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。
会長	それでは、議題に入る前に、本日の進行についてです。議題ごとに目安の時間を設けて進行していきたいと思います。予定の時間を超えてしまった場合は、ご意見やご質問を切り上げて、次の議題へ進めさせていただく場合がございます。事務局の説明は簡潔にお願いをして、限られた時間でありますが、皆様からの意見を多くお聞きしたいと思っております。ご協力をお願いします。 それでは１つ目の議題に移ります。議題（１）港区子ども・若者・子育て総合支援計画の令和７年度の進捗状況についてです。事務局から説明をお願いします。 １　議題 （１）「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の令和７年度の進捗状況について （資料１説明）
事務局 （子ども政策課長）	「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の令和７年度の進捗状況についてです。資料右下に通し番号を附番しています。全部で 23 ページございます。１ページ目からが全体の説明資料、４ページ目からが資料１－２成果指標評価シート、13 ページ目からが資料１－３量の見込み・確保方策管理シートとなっています。 それでは１ページをご覧ください。審議内容は、港区子ども・若者・子育て総合支援計画の令和７年度の進捗状況の評価についてです。令和７年度は本計画の初年度となります。本計画の対象、施策の方向性や基本方針については記載のとおりです。２ページをご覧ください。項番２　進捗状況の評価基準日は、令和８年３月 31 日です。次に、項番３　進捗状況評価について、本計画は、成果指標、計画事業の進捗状況、

量の見込み・確保方策の進捗状況の３つを評価しています。まず（１）成果指標についてです。「ａ」が、予定どおり中間目標値に到達する見込みである。「ｂ」が、予定どおりの成果が出ていないが、改善により中間目標値に到達する見込みである。「ｃ」が、中間目標値に到達する可能性がない。「―」が、指標値を把握できない。という評価になります。令和７年度の成果指標評価の結果、計上している１８事業のうち、「ａ」が１０事業、「ｂ」が４事業、「ｃ」が０、「―」が４事業という結果となりました。３ページをご覧ください。成果指標評価が「ｃ」及び「―」の評価理由について記載しています。今回「ｃ」評価はございませんので、「―」の評価理由についてご説明いたします。基本方針５の指標①保育コンシェルジュの相談満足度は、令和８年度から確認するため、「―」となっています。次に、基本方針６の指標①と②保育園及び幼稚園のサービス内容の満足度は、本日の議題２件目にあります、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画の中間年の見直しに係る実態調査」の中で確認をしていくため、「―」としております。最後に、基本方針９の指標①は、高校生世代がひとりで過ごせる居場所の開設時期を令和９年１月予定としているため、「―」としております。

次に、（２）計画事業の進捗状況評価になります。計上している 209 事業のうち、「当初計画以上」が２、「当初計画どおり」が 207 という結果となりました。「当初計画以上」の評価理由です。１つ目に、「保育園保育料等の負担軽減の拡充」です。当初計画では、第２子以降の保育園保育料を無料とすることとしていましたが、令和７年９月から第１子の保育料も無償化したため、「当初計画以上」と評価しています。２つ目に、「外国人の安心・安全の拡充に向けた多言語による情報発信」です。当初計画では、より幅広い言語に対応するため、区ホームページは 108 言語で情報発信するとしていましたが、システムの機能拡充により 131 言語での情報発信が可能となったため、「当初計画以上」と評価しています。次に、（３）量の見込み・確保方策の進捗状況評価です。こちらについては、すべての項目で、確保方策が量の見込みを上回っている、又は同一という結果となりました。進捗状況評価としては以上となりますが、評価シートの一部をご紹介させていただきます。

４ページをご覧ください。成果指標評価シートになります。成果指標は、９つある基本方針毎にそれぞれ２つ設定しています。表の見方としては、指標毎に、令和７年度の実績、達成度、当該年度の取組と成果及び課題と今後の方向性を記載しています。基本方針１「子どもの権利擁護を重視した環境づくり」の１つ目「心配や不安を感じた時、職員は話を聴いてくれる」と回答した一時保護児童の割合は、中間目標値が 70.0%のところ 88.0%の実績があることから、達成度しては「ａ」としています。本事業の取組としては、施設入所中に児童があらゆる形で意見表明ができるよう、日記の配付、意見箱の設置や子ども会議を実施しました。引き続き、本取組を継続し、指標の向上を図ります。次に、６ページをご覧ください。基本方針３「結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実」です。下段にある指標②「産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業利用者数」をご覧ください。中間目標値が 625 人のところ、777 人の実績があることから、達成度は「ａ」としています。本事業の取組としては、産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業の利用可能施設を８施設から９施設に増加させています。引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に取り組みます。次に、８ページをご覧ください。基本方針５「教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実」についてです。下段にある指標②「乳幼児一時預かり事業（あっぴい）の利用者満足度」をご覧ください。こちらも中間目標値が 75.0%のところ、82.4%の

	実績があることから、達成度は「ａ」としています。令和７年７月からは、子育てひろば「あっぴぃ高輪」も新設し、一時預かり機能を含む、子育て支援拠点の充実を図っています。引き続き、多様な区民ニーズに対応した保育サービスの充実に向けた取組を進めてまいります。 続きまして、13 ページをご覧ください。ここからは、量の見込み・確保方策管理シートとなります。表の見方としては事業毎に実績の欄に利用者数や確保方策及び過不足等を記載し、現況として令和７年度の状況を記載しています。まず、項番１の（１）幼児教育については、実績の欄、利用者数合計 2,001 人のところ、確保方策が 2,700 人となっており、過不足は 699 人となっています。区内公私立幼稚園の利用者数が減少傾向にあることから、利用者のニーズにこたえるため引き続き確保策を講じてまいります。次に、（２）の保育（２号認定）は、実績の欄、利用者数 3,227 人のところ、確保方策が 4,406 人となっており、過不足は 1,179 人です。３歳児から５歳児について、保育施設の空き状況や保育需要を踏まえ、保育定員を前年度から減少させていますが、令和７年４月の待機児童数はゼロとなっています。続きまして 14 ページをご覧ください。同じく保育（３号認定）は、０歳から２歳までで記載のとおりですが、過不足は０歳で 454 人、１歳で 291 人、２歳で 324 人となっています。こちらについては、保育定員を増加させたことなどにより、令和７年４月の待機児童数は引き続きゼロとなっています。続きまして 16 ページをご覧ください。項番２（３）放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）は、実績の欄の入会児童数 3,306 人のところ、確保方策が 3,550 人となっており、過不足は 244 人です。こちらについては、学童クラブ需要の増加に対応するため、令和７年４月に桂坂学童クラブの定員を 200 人から 230 人に拡大し、全体として 3,550 人の定員を確保しています。続きまして 19 ページをご覧ください。(11) 病児・病後児保育事業は、利用者数 5,526 人のところ、確保方策は 9,292 人となっており、過不足は 3,766 人です。令和７年１月に定員８名の病児保育室を開設したことで、利用者数及び確保方策が増加しています。最後に 22 ページをご覧ください。(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和７年度は本制度の本格実施前のため、利用実績はありませんが、令和８年４月から計 22 施設で本制度を実施しています。長くなりましたが、説明は以上となります。
Ａ委員	この評価というのは実際どういった方々が行っているかを知りたいです。例えばその施設とかサービスを利用する人や、利用対象となっている人の声が反映されているかというのが知りたいです。例えば３ページの当初計画以上の評価理由で、外国人の安心安全の拡充に向けた多言語による情報発信というところで、当初計画では、108 言語としていたところが、131 言語での情報発信をしたため、当初計画以上とありますが、私の息子が通っている保育園にバングラデシュ出身のお母さんがいらして、そういった方々は港区が行っている子育て支援の情報とかが、ホームページを見てもわからないとよくおっしゃっていて、結局同じ母国のお母さんたちのネットワークから情報を広げるしかないというようなお話を聞いたことがあります。あとは６ページの産後母子ケアの話でも、実際は人数と数字はすごく増えているんですが、これも私の周りに最近出産したお母さんが何人かいて、実際使いたいスケジュール日程で予約が全く取れず、結局本来使いたい日程ではない日に使ったという声が聞かれたので、この評価と私が聞いている話が違うなというのがあり、評価はどういった方々がされているか疑問に思いました。
事務局	計画事業についてですが、基本的には事業所管課が評価しております。以前この子

（子ども政策課長）	ども・子育て会議の場で事業所管課が評価をすることが、ある意味自己満足ではないかというご指摘があったことを踏まえて、今回は成果指標評価シートというものを作りまして、それぞれの基本方針ごとに指標を設定して客観的な数字で判断できるような指標は設けたところです。ただ事業によってはどうしても実施している所管課がその事業を評価するしかないという部分もございまして、計画以上と評価したものについてはこのような評価をしております。ご指摘いただいた、実際に利用されている区民の方からの声というのが一番大事ということは我々ももちろん理解をしておりますので、そういったご指摘に対しては速やかに改善が図れるように対応してまいりたいと考えております。
会長	先ほど具体的にございましたバングラデシュの方は区内にも結構多いと思われるのですが、その 131 というのは、ホームページがそれぞれの言語で見られるということでしょうか。どういう形で情報を出されているのか教えていただければと思います。
事務局 （子ども政策課長）	ホームページがそれぞれの言語で見られるようになっております。そのことがおそらく利用者の方に届いていなかったということだと思いますので、周知については工夫していきたいと思います。
Ｂ委員	４ページの「子どもの権利擁護を重視した環境づくり」の指標②「ヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数」で、実際私もこの養成講座を受けさせていただいて、ヤングケアラー支援サポーターとして活動させてもらったのですが、実際なってからの活動というと、みなと区民まつりのブースのお手伝いや、勉強会の案内だけで実際はヤングケアラーに繋がるような活動ができなかったというのがあるので、実際コーディネーターの数が増えたのでヤングケアラー支援の普及に繋がったというのが、ちょっと違和感を感じていて、もっとヤングケアラー支援の充実を図るための他の制度を見てみたいなと感じました。
事務局 （子ども家庭支援センター所長）	こちらの評価指標については本当に見えやすいというところで講座を受講していただいた数字を指標にさせていただき、達成度としては達成ができているかなと認識しておりますが、ご意見いただきましたようにその後の活動につきましては、ヤングケアラー支援コーディネーターの方と検討を重ねておりまして、今年度についてはサポーターになった方からのご意見なども伺い、活動を充実させてまいりたいと考えているということと、フォローアップ講座の方も実施しておりますので、そういった方でもご活躍の機会を選んで担っていただけますと大変ありがたいというふうに思います。
Ｃ委員	港区の様々な子ども支援制度を知って、すごく大変心強く思ってます。３ページの「高校生世代がひとりで過ごせる居場所」についてですが、令和９年１月に予定されていると書かれているのですが、ちょうど私の子どもも高校生になり、塾やアルバイトをしてる子もいて、生活がすごく多様化していると感じます。どのような高校生のニーズを把握して設備される予定でしょうか。また事前に、高校生やその保護者にアンケートや意見交換をなさっているのでしょうか。
事務局 （子ども若者支援課長）	高校生世代等の居場所づくりということで今取り組んでいるところですが、目的としては高校生世代等が抱える悩みや不安に寄り添って子どもたちの育ちであったり権利が保障される居場所をつくっていこうというようなコンセプトになっております。居場所づくりを実施するに当たって、令和５年の３月に高校生世代やその保護者を対象にアンケート調査を実施しております。その中で出てきたご意見等としましては、港区の場合で言いますと子ども中高生プラザや、児童館など高校生世代の方が活動す

	る場所というところはあるのですが、積極的な活動というよりは１人で家にいるような感覚で過ごしたいというご意見が多数ございました。また、国の調査でも１人で過ごせる場所がなかなかないというようなところも踏まえ、高校生世代が１人で安心して過ごせる居場所をつくるということで、令和９年１月に開設する予定です。
会長	どちらに開設予定とか具体的なものはございますか。
事務局 （子ども若者支援課長）	大門の交差点の辺りに開設する予定でございます。
Ｄ委員	私自身、知的障害のある子どもがおりますが、認可保育園につながることができ、とても温かく育んでいただいたことを思い出しながら、この数字を拝見していました。一方で、つい最近、医療的ケアのあるお子さんを育てている知人から、困っているという話を伺いました。そのお子さんはまだ満２歳に達していません。満２歳になると、元麻布保育園やトレジャーキッズさんなど、医療的ケアのあるお子さんを受け入れる体制がかなり拡充されてきていると思いますが、満２歳未満のお子さんについては、まだ選択肢が非常に限られています。調べたところ、品川区のほわわ品川さんや、家庭に訪問してくださるアニーさんなどの選択肢はあるものの、いずれも逼迫しており、なかなか利用できない状況にあると伺っています。満２歳未満の医療的ケア児を抱えるご家庭は、ニーズとしてはそれほど多くないのかもしれません。しかし、実際に「復職することができず、仕事を辞めるしかないのでしょうか」と困っているご家庭があります。現在進んでいる計画にすぐ反映していただきたいということではありませんが、今後の施策を検討される際に、こうしたニーズを抱えるご家庭があるということを知っていただければありがたいと思います。
事務局 （子ども政策課長）	確かにご指摘の通り、医療的ケア児については保育園は２歳からという形になっております。満２歳未満に関しては港区でも訪問型の保育事業者が１社ございます。保育園での医療的ケア児の受け入れにつきましては、他の事例ですとか区民の皆様の声も踏まえて、今後の検討課題とさせていただければと思います。
Ｅ委員	基本方針６「教育・保育の質の確保」に関するご報告を伺い、大変複雑な思いを抱いております。と申しますのも、教育・保育の「質」をいかに評価するかという点には、極めて繊細かつ難しい問題が含まれていると考えるからです。行政的な指標に基づく評価体系では、どうしても「量の拡大（量的拡充）」が評価の対象となりがちです。例えば、先ほど「幼稚園における預かり保育（長時間保育）の実施」が評価対象として挙げられましたが、現在のフェーズはすでに「量の確保」から「質の向上」をいかに追求するかという時代へと移行しているはずです。現在、子どもたちにとって真に重要なことは何か。それは「はじめの 100 か月の育ちビジョンの期間」を通じて、自己肯定感をしっかりと育み、自ら考え判断する力、すなわち主体性や非認知能力の基礎を培うことであり、これこそが教育・保育の質において最も求められている要素ではないでしょうか。こうした本質的な視点で評価を行わなければ、真に子どもたちのための教育・保育にはなりません。むしろ「量の拡大さえ果たせば、教育・保育を提供しているとみなされる」ような評価結果に陥るのではないかと危惧しております。 例えば、現在の評価指標が「―」となっている理由として、「今後アンケート調査を実施するため、利用者の評価がまだ出ていない」とのご説明がありました。しかし、ここでいう幼稚園や保育所の「利用者」とは一体誰でしょうか。評価として集約されるのは、子どもの声ではなく保護者の声です。「保護者の声（利便性や満足度）＝教育・保育の質」であるかについては、極めて慎重に検討しなければならない論点です。

	保護者にとって都合がよいかではなく、子どもにとってどうなのか。真に「子どもの最善の利益」に資し、子どもの権利が保障された環境となっているかについて、私は強い緊張感を持って注視しております。質の評価をどう指標化するかについては慎重な議論が必要です。単なる量的拡大を「教育・保育の進展」とするような数値化や行政的アプローチが先行すれば、最も重要な「子ども」が置き去りにされてしまうのではないかという強い危機感を抱いています。 つきましては、こうした「質の評価手法」について、区として現在どのようなお考えをお持ちか、あるいは今後どのように検討していくご予定かをお伺いしたいです。併せて、今後の評価の枠組みの中にぜひ「子どもの声（意見表明権の保障）」を確実に取り入れていただくよう強く要望し、私の意見とさせていただきます。
事務局 （子ども政策課長）	保育園や幼稚園のサービスに対する満足度というのは、ご指摘の通り今後の実態査の中で保護者の方にアンケートをし、満足している人の割合を図っていくという形になります。この計画に関する指標に関してはご指摘の通りだと思います。ただ、後ほど議題２の中で実態調査についてご説明もいたしますが、小学生も１年生から意見を聞くという取り組みを開始いたします。直接的な今回の指標に関してではありませんが、今後の行政サービスにおいて、子どもの声をいかに反映していくかということに関しては継続して考えていきたいというふうに思います。
Ｆ委員	１点目が、資料１－２の６ページ上段にあります教育・保育の質の確保の当該年度の取組と成果の欄の一番最後の文章にそのほか、男性職員を対象とした人権研修等を実施することでとありますが、これは男性職員のみ限定して実施したという読み方をしてしまったのですが、何か課題があり、こういう取り組みをされているのか、そのあたりの背景があれば教えていただきたいです。 ２点目は資料１－３の４ページ上段にあります、（３）放課後児童クラブ事業（学童クラブ）ですが、しっかり枠を確保いただいて利用されていることはすごく素晴らしいことだと思います。地域によって利用できないお子さんがいらっしゃるのか、また、地域間で偏りやアンバランスが生じていないのか気になったため、もし情報があれば、教えていただきたいです。
事務局 （子ども政策課長）	人権研修自体は男性女性関わらずやっているものになりますが、全国的に性的虐待が問題となっていたり、女児との関わり方などについて女性職員と少し異なるため、男性に限って研修を行ったということになります。
会長	男性だけ別に研修を行っているということでしょうか。
事務局 （子ども政策課長）	はい、そのとおりです。
会長	２点目、放課後児童クラブ事業について、人数としては伸びているが、地域的に入れないようなエリアがないでしょうかというご質問かと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 （子ども若者支援課長）	やはり地域によっては人気があるエリアといったところはございます。そういったところを中心に定員の拡大を図ったり、あるいは今年度から民設民営の学童クラブを運営してもらうための補助事業も始めておりまして６月に２ヶ所、民設民営の学童クラブの開設があったところです。そういった需要が高い地域を中心に定員の拡大を今後、人口の動向等も見通して整備していくところでございます。
Ｇ委員	今、保育の質の確保というお話がありまして、私も同じ意見で、数の確保はもういいのではないかと思っています。今年度も増えていますが、既存の保育園は定員が空

	いているところがとても多いです。ただ保護者の方がしっかりと保育園を見て選んでいらっしゃるというふうに感じたことがありましたので、共有させていただきたいです。他区から来られた園長先生とよく情報交換するのですが、最初内定の名簿が来たときには、かなりの人数がいらっしゃったが、蓋を開けてみたら辞退が多くて、港区はこんなにも辞退があるんですかと園長会でおっしゃられていて、でもうちの園は辞退はないです。なので、やはり保護者の方が求めているのはそのキラキラした素敵な場所だけではないということを感じまして、今後は、数の確保ではなく、やはり質の確保、そこには先ほどもおっしゃられていました、なかなかどういうふうに評価するかというのは難しいですが、例えば保育者の定着、そこから人も育っていきます。それで子どもたちと長い時間一緒に過ごすことの喜びを一緒に味わっていくというところだと思っていますので、数ではないというところをぜひ改めて考えてほしいなと思います。
会長	ご意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。
	（２）「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の中間年の見直しにかかる実態調査の実施について （資料２説明）
事務局 （子ども政策課長）	港区子ども・若者・子育て総合支援計画の中間年の見直しにかかる実態調査の実施についてです。まず、項番 1 調査の目的についてです。港区子ども・若者・子育て総合支援計画は令和７年度から令和１１年度の計画になりますが、この計画においては社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて中間年である令和９年度に見直しを行うこととしています。そのため保護者、子ども及び若者の意見を把握し、計画に反映することを目的として実態調査を実施します。次に項番２調査の概要についてです。まず（１）調査対象ですが、令和５年度に実施した前回調査の対象者である小学校入学前の保護者、小学生の保護者、中学生に加え今回新たに小学生、及び中学生の保護者を追加しそれぞれ 2,000 人を無作為抽出します。これは子どもと保護者の双方を対象とすることで回答結果のクロス集計が可能となり、親子間の認識のずれなどをより的確に把握できると考えているためです。また、前回調査では高校生世代から３９歳までの若者、合計 2,000 人を対象としていましたが、この年齢層が幅広く、生活実態も異なることから、高校生世代と 18 歳から 39 歳までを分けてそれぞれ対象者数を確保しています。また 18 歳から 39 歳までについては年齢を３区分に分けた上で、統計学上の標準的な目安とされる有効回答数 400 を確保するため、合計 6,000 人を抽出します。(２)の調査方法と(３)の調査期間については記載の通りとなります。 次に２ページの(４)調査項目ですが、５ページ目以降の資料２－２から７ページ目の資料２－４に詳細を記載しております。資料２－２をご覧いただければと思います。こちらは小学校入学前の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者の調査項目となります。前回の令和５年度調査から変更した点を中心にご説明いたします。 大項目⑧不定期の教育・保育事業／宿泊を伴う一時預かり等では、今年度から本格実施をしておりますこども誰でも通園制度の利用希望や利用したいと思わない理由を把握することで、量の見込みの算出に使用してまいります。 次に⑪家庭での関わりとインターネット利用では、子どもとの会話の程度や子どもの権利条約に関する認知度、実感等を追加することで、昨年度９月に表明をしました「港

	区こどもまんなか宣言」の実現状況を把握してまいります。 ⑬子育て環境全般では、充実してほしい支援を把握することで、今後の子育て支援や施策に生かしてまいります。また最下部の灰色で示した箇所は、削除する設問です。18 歳から 39 歳までの調査対象者数を増やしたことにより、分析に必要な有効回答数を十分に確保できる見込みであるため、設問を削除しております。 続いて、６ページ目の資料２－３をご覧ください。小学生、中学生及び高校生世代の調査項目となります。⑥悩みごとや相談先では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができているか、できていない場合その原因等を把握し、本計画全体に係る指標の実績を算出してまいります。 ７ページ目、資料２－４をご覧ください。18 歳から 39 歳までの調査項目になります。先ほどの６ページ目と同様⑥悩み事や相談先で、本計画全体に係る指標の実績を算出するための設問を追加しています。 資料２にお戻りいただきまして、３ページ目の項番４スケジュールについてです。 10 月から 11 月にかけて今回の調査を行い、３月に結果報告を行う予定です。 ４ページをご覧ください。項番５の計画の位置づけです。参考までに本計画の各種法令に基づく位置づけを（１）から(４)に記載しています。本計画はこれらの４つの計画を一体的な計画として策定しています。説明は以上となります。
H委員	調査結果については冊子などを作られるのでしょうか。その場合の予算規模がどれくらいかについても教えていただけたらと思います。冊子を作る場合、費用もかかると思いますし、市町村子ども・子育て支援事業計画は５年ごとの改定ですので、令和 10 年度にも調査を行う予定だと考えられますので、令和５年度、８年度、10 年度とやる意味がどのくらいあるかというところと、令和５年度調査を行っていない対象者だけやるなどもあるのではないかと少し思ったんですけれど、お考えを教えていただければと思います。
事務局 （子ども政策課長）	実態調査に関する予算規模ですが、印刷製本で概算で大体 200 万円を予定しております。報告書については、前回も冊子を作成しておりますし、今回も作成予定です。また、頻繁にこういった調査を実施することについてですが、我々としてはよりそのときにあった計画のために、その時点での区民の声というのを大事にしております。予算に見合うものになるようにできるだけ効率的に取り組んでいきたいと思います。
E委員	アンケート調査の中に小学生を入れてくださるということ、大変嬉しく思います。であるならばというところですが、例えば小学生の設問の自己肯定感、自己有用感というところを見ていくと、小学校低学年のところは、黒塗りになってるということは、低学年には聞かないということでしょうか。
事務局 （子ども政策課長）	表の見方としては、黒塗りのところは聞かないということになっております。 小学生低学年については、黒塗りの部分が非常に多い理由としては、難しい設問は絞って聞く想定で作成しているためです。自己肯定感、自己有用感については、小学校低学年にも聞く形で調整したいと思います。
E委員	ありがとうございます。文部科学省の全国的な統計を見ますと、現在、小学校における不登校児童数、いじめの認知件数、そして暴力行為の発生件数が、極めて驚くべき勢いで増加しているというのが深刻な現実です。こうした現状を踏まえ、子どもたち、とりわけ小学校低学年などの幼い子どもに対してアンケート調査を行う際には、抽象的な問いではなく、できるだけ「具体的な場面や事柄」に即して尋ねる工夫が必要です。そうした設問設計にして初めて、子どもの生の声を受け取ることができ、そ

	の背後にある子どもの心の状態や自己肯定感の揺らぎといったものが、データ分析の中から見えてくるのではないかと思います。 私自身も過去に、某自治体で子どもたちを対象としたアンケート調査を参加した経験がございます。その際、「いじめにあったとき、誰に相談しますか。友達ですか、先生ですか、親ですか」という設問に対し、およそ10%の子どもが「誰にも相談しない」と回答しました。孤立を深める子どもたちの実態として深刻に受け止めた経験があります。区として、せっかく子どもたちに直接アンケートを実施されるのであれば、単に表面的な評価を問うのではなく、日常の具体的な事象を聞き取るものにしていただきたい。そして、その具体的な回答項目を大人がしっかりと専門的な視点で分析し、子どもたちの置かれている状況や内面の実態が正確に把握できる、そうした実効性のあるアンケートの手法・設計をぜひご検討いただきたいと思います。
事務局 （子ども政策課長）	子どもの具体的な設問に関しては、量が多いため今回お付けしておりませんが、子どもにもわかりやすい表現で作成してまいります。
Ｂ委員	小中高世代の調査という項目で、自殺のことなど結構デリケートなことが書いてあると思います。③番で学校に行きたくないと思ったや、思った理由などを聞いていると思うんですが、不登校の子どもたちの問題というのもすごく重要に考えていて、逆にこういったアンケートは、多分学校に行けてない子たちのためにやるべきなのかなと思っています。やり方はいろいろあると思うんですが、実際に学校に行ってない子どもの意見もぜひ取り入れていただきたいと思います。
事務局 （子ども政策課長）	この実態調査については、無作為抽出のため、どなたか分からない状態で、幅広く子ども、保護者、若者へ意見を聞いていくということになります。この計画の中で、不登校の子どもたちの声をどういった形で反映していくかについては教育委員会とも相談してまいりたいと思います。
Ｉ委員	先ほどありました、小学生へのアンケート、それから中学生の方は保護者の方にも聞いていただけるということで、前回その辺どうですかというお話があり、今回入れていただいたのかなというふうに思っております。保護者と小中高校生世代の方にインターネット関係の質問を追加されているかと思いますが、18～39歳には入ってないようで、あえて差をつけている理由をお聞かせ願えればと思います
事務局 （子ども政策課長）	令和５年に子ども家庭支援センターの方で、インターネットやオンラインゲームへの依存傾向や、インターネット使用による生活への影響、依存傾向が高い子どもたちの特性等の現状を把握して、関係機関などを巻き込んだ効果的な施策を検討することを目的としまして、インターネット及びオンラインゲームの実態調査というのを実施しております。本項目はそれを踏まえて各項目について最新の状況を把握するためのものです。また親子でクロス集計を行うことで、保護者と子どもの認識の違いを把握していきたいというふうに考えております。すべからくとしてしまうと、どうしても調査票の設問項目が多くなってしまい、それにより回答率が下がってしまうということが他の調査でもございますので、今回はこの形で絞っているという回答になります。
Ｊ委員	先ほどの子ども政策課長の回答で半分答えが出てしまったところはあるのですが、無作為抽出だけれども、親子ペアにして抽出するということでしょうか。
事務局 （子ども政策課長）	はい。ご指摘の通りです。

	（３）令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画について （資料３説明）
事務局 （子ども政策課長）	それでは、令和８年度の保育提供体制の確保のための実施計画について資料３でご説明させていただきます。 まず項番１の経緯についてです。国は待機児童対策、人口減少対策、その他地域の課題に応じた対策に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしており、市町村は「保育提供体制の確保のための実施計画」を国へ提出することとされています。区においては、毎年度実施計画を作成し、国から必要な財政支援を受けてきましたが、令和８年度からは国の採択を受けるには、将来における保育需要の把握が十分であるか、当該事業に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、子ども・子育て会議等で承認を得ることとされました。承認については、会議日程等の理由により事後となる場合も含むとされており、既に国に実施計画を提出していることから、本会議において事後承認をいただくものです。 次に項番２の実施計画の内容です。令和11年度までの各年度の「就学前児童数」、「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態等により年齢区分ごとに見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できるよう、全市区町村が策定することになっております。 資料３－２をご覧ください。表の見方についてご説明いたします。縦の行は上から就学前児童数、申込者数、申込み率、利用定員数、待機児童数を記載しており、令和11年度までの各項目の数字を記載しています。なお、令和８年度は実績、令和９年度から令和11年度までは見込み・計画数を記載しております。令和９年度以降の「就学前児童数」、「申込者数（保育ニーズ）」については、令和６年度に策定した子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～令和11年度）において推計した数値を計上しております。そのため、例えば「就学前児童数」をみると令和８年度は合計13,906人、令和９年度は15,111人と、1,205人増加しておりますが、令和９年度以降の「就学前児童数」は計画策定時である令和６年度に見込んだ人口推計上の数値を計上しているため差が生じております。なお、令和８年３月時点の最新の人口推計では、令和９年度は合計13,861人であり、令和８年度実績と比較してやや減少見込みですが、令和10年度以降増加する見込みです。同様に、「申込率」についても、例えば令和８年度の０歳児は25.8%、令和９年度は20.8%と減少しておりますが、令和９年度以降の「申込率」は、令和６年度に見込んだ就学前児童数と申込者数を基に「申込率」を算出しているため差が生じております。なお、近年の申込率は、横ばいの傾向となっております。 次に「利用定員数（整備量）」についでです。令和９年度以降の「利用定員数（整備量）」については、令和８年度実績を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～令和11年度）の数値を見直し、今後の利用定員変更予定の内容を反映した数値を計上しております。いずれの年度、年齢とも、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる計画としています。 なお、子ども・子育て支援事業計画については、先ほどの案件２でご報告しました中間年の見直しに係る実態調査結果を踏まえて、来年度見直しを行いますので、保育需要と提供体制についても改めて直近の状況を確認し、必要に応じて数値の見直しを行うとともに、実施計画においても同様に見直しを行います。 ４ページ目には「申込者数（保育ニーズ）」の算定の考え方や、保育園の整備内容及び定員増減の予定を記載しています。なお、今後の定員増の要因としては、令和６年

	度以降に新規開設した私立認可保育園の３歳から５歳の定員拡大によるものです。新規開設の段階では０歳から２歳までのクラスを開設し、その後進級に伴い３歳から５歳までのクラスを順次開設していきます。これは、最初から全クラスを募集しても３歳から５歳については入園する人数が少ないことなどによるものです。定員減の要因としては、これまで定員拡大してきた区立認可保育園において、待機児童ゼロを達成した現在、保育の質を確保する観点から、待機児童解消緊急対策前の定員数に向けた減少などによるものです。 １ページの資料３にお戻りください。続いて項番４の区が実施する財政支援対象事業についてです。令和８年度、区では実施計画を国へ提出することで受けられる財政支援対象事業のうち、（１）から（４）の事業について財政支援を受ける予定であり、令和７年度においても同様の事業について財政支援を受けております。詳細は５ページの資料３－３の「保育需要と提供体制における課題」をご覧ください。（１）の採択種類です。「待機児童対策」、「人口減少対策」、「その他の地域課題」のうち要件に当てはまるものを申請するものであり、区は「その他の地域課題」を申請します。 「その他の地域課題」として、６ページに記載しておりますが、都心という特性上、地価や賃借料が高いことや、地元地域に在住する保育士の採用が難しいこと、また、保護者の就労形態や子育てのニーズの多様化が進んでいることと捉えており、今後取り組むべき内容として、保育士がいきいきと働くことができる保育体制の強化や、保育事業者が安定的な保育経営を行うための支援、また、保護者への安定的な相談体制の確保を挙げています。これらの内容に取り組むため、４つの事業について財政支援を申請します。各事業の内容については、１ページの項番４に記載をしておりますのでご覧いただければと思います。最後に、７ページの資料３－４、こども家庭庁の資料を添付しておりますのでご参照いただければと思います。説明は以上となります。
Ｃ委員	ページ６について、保護者の就労形態や、子育てのニーズの多様化に関してですが、区は具体的にどのような変化を想定されているでしょうか。またこのニーズに合わせてどういう施策をこれから反映されていく予定でしょうか。
事務局 （子ども政策課長）	現在、働き方に関しては様々な形態があります。フルタイムで働く方や、働き方に関しても出社であったり、リモートであったりそういった形態の違いとかもございます。また、病児保育や一時預かりといったそれぞれのご家庭の事情に合ったニーズも生まれてきております。こども誰でも通園制度といった、就労形態に関わらず受けられるといったサービスも行っています。先ほどご説明をした実態調査の中でも、保育や子育て支援に係るニーズというのは広げていきたいというふうに考えているところです。
Ｋ委員	既に決まっていれば教えていただきたのですが、この保育士宿舎借り上げ支援事業ということで、抱えている課題というのは最もだと感じるのですが、これの対象になる保育士の方というのは、例えば区直営の認可保育園に勤務している方に限るのか、そうではない方も含まれるのかというのをお聞きしたいです。というのも、先ほど保育の質というお話があったように、保育士さんの環境が改善される園とされない園が結構濃淡が出てしまうと、やはり人気の園に高倍率がどんどん集中してしまうのではと思いましたし、実際うちの子どもが通っている保育園の保育士の方にお話を聞き、３月で退職されてしまった方がいたのですが、働き方はすごくいいけれど、大規模園だから、どうしても土日のシフトがあるとか、住んでる場所に限らず自分も介護や、子育てをしていたりというところで難しかったというお話がありました。そういう部

	分も踏まえて、そういったところも複合的に支援されているのかというところも併せて教えていただければ嬉しいです。
事務局 （保育課長）	対象は認可保育所や、認定こども園、保育室等の施設に勤務している常勤の保育職員に必要な宿舎を借り上げた経費について補助するというものでございます。港区内の宿舎につきましては月額98,000円、港区外の宿舎であれば71,750円という形で設定しておりまして、実績を参考に申し上げますと、補助額につきましては最新の令和７年度で、1,163,106,000円という形で、116の施設を対象に補助しています。本事業者は保育士の定着や、採用と確保のところと離職防止というところで考えておりますので、ここについては一部金額等を増やしてほしいというご意見も聞いておりますが、保育事業者の方のご意見を踏まえて、引き続き充実した施策になるように取り組んでいきたいと考えております。
G委員	今ご質問があった件ですが、私の保育園では、半分以上の職員が宿舎借り上げ制度を利用させていただいています。それもやはり定着の１つになっていると思っていて、ありがたく思っていることもあります。一方で、やはりこれは必ずしも全額利用しなければいけないというものではないため、事業者によっては例えば全国展開している法人などであれば、港区にいる人だけがこの金額をもらい、他のところの人が少ないというのは不公平に繋がります。だからといって、一律何万円とか、割と少ない金額しか出していないというところもあるようなので、もしかするとそういったところが不公平感に繋がっていくのかなと感じています。
会長	区ごとに額が違いますので、そういった全国にチェーンがあるところだと、配慮しているところもあるかもしれないですね。 はい、先ほどご説明にありましたように、各自治体での子ども・子育て会議で皆様方にご承認いただく必要があります。 「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画について」ご承認ということでよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
会長	それでは、「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画」について、承認いたします。本日予定した案件は以上となります。最後に事務局から事務連絡等ありますでしょうか。
事務局 （子ども政策課長）	次回の会議についてですが、12月頃の開催を予定しております。なお、調査審議していただく案件がない場合は流会とさせていただきます。開催に関しましては別途ご連絡をいたします。
会長	それではこれにて令和８年度第１回港区子ども・子育て会議を終了いたします。 －閉会－